

令和 6 年度 布製タイヤチェーン導入促進助成事業実施要領

令和 6 年 4 月 1 日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額
令和 6 年度 30 万円
2. 助成対象機器等
トラックのタイヤに簡単に装着可能な布製タイヤチェーン。(チェーン規制対応品であること。)
3. 助成額
助成額は、以下のとおりとする。
購入価格の 1/2 上限 10,000 円 / 1 セット
※助成額を計算する上での購入価格は消費税を除くこと
4. 助成数
助成数は、1 事業者 5 セットまでとする。
5. 実施期間等
申請受付期間は、令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 日までとする。
期間中に購入、支払等が全て完了し助成金申請書が提出できること。
6. その他
受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。
7. 交付要綱
「布製タイヤチェーン導入促進助成金交付要綱」のとおり

布製タイヤチェーン導入促進助成金交付要綱

令和6年4月1日 制定
一般社団法人 徳島県トラック協会

（目的）

第1条 一般社団法人徳島県トラック協会（以下「協会」という。）は、トラックが雪上面を走行する際のスリップ事故防止のため、軽量で取り扱いに優れ、タイヤへ簡単に装着可能な布製タイヤチェーンの導入に対して助成金を交付する。

（対象機器）

第2条 トラック用の布製タイヤチェーン（※チェーン規制対応品）とする。

（助成対象）

第3条 新たに第2条の対象品を導入する会員事業者（以下「事業者」という。）の導入費用に対して助成を行う。

（助成金の交付額）

第4条 助成金の交付額は、毎年実施要領で定めることとする。

（助成数）

第5条 1事業者に対する助成数は、毎年実施要領で定めることとする。

（助成金の請求）

第6条 事業者は、毎年実施要領で定める申請受付期間中に、様式1の「布製タイヤチェーン導入促進助成金交付申請書」により、添付書類とともに協会に対して助成金を請求しなければならない。但し、請求は受付順とし、予算額に達した時点で終了するものとする。

（助成金交付）

第7条 協会は、前条の「布製タイヤチェーン導入促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその申請書を審査し条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

（財産の処分制限）

第8条 事業者は、交付対象となった機器が導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。